

未来へつなごう!堺チン電の会 会則

平成23年9月26日 改正

(名称)

第1条 本会は「未来へつなごう!堺チン電の会」と称し、事務局を堺市役所内に置く。

(目的)

第2条 本会は、阪堺線が長年にわたり市民に愛され、住民の福祉・環境の向上や地域経済・都市の発展に果たす社会的公共的機能を有し、また、21世紀にふさわしい堺市の魅力あるまちづくりに活用すべき貴重な資産であることを踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって活動することにより、未来に受け継いでいくことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 阪堺線の利用増進を図るための活動
- (2) 阪堺線を有効に活用していくための情報提供
- (3) 阪堺線存続を目的に活動する市民団体等との連携
- (4) その他前条の目的の達成のために必要な活動

(会員及び会費)

第4条 目的及び活動の趣旨に賛同するものを会員とする。

2 本会の会員は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、1口以上の会費を納めるものとする。

- (1) 個人会員 1口年間 3,000円
- (2) サポート会員 1口年間 1,000円
- (3) 法人会員 1口年間 10,000円

3 会員には会員証と、会費の範囲内において会員の区分に応じた特典を配布する。

(役員)

第5条 本会には以下の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事

2 会長及び副会長は役員会で選任し、総会で承認を求めるものとする。また、幹事は会長の指名により選任する。

3 欠員が生じた場合は、会長が指名したものに職務を行わせることができる。

4 役員は無報酬とする。

(事務局)

第6条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

2 事務局長及び事務局次長は、堺市の職員の中から会長が指名する者をもって充てる。

3 事務局長は本会の事務を統轄し、事務局次長は事務局長を補佐する。

4 事務局長は、本会の会計事務を行わせるため、事務局員の中から会計担当者を指名する。

(職務)

第7条 会長は本会を代表し、その職務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代行する。

3 幹事は本会の運営に主体的にかかわり、業務を遂行する。

(顧問)

第8条 本会の事業の重要な事項について高度の知識、経験を要する専門的意見を聞くため、顧問を置くことができる。

(監査人)

第9条 本会の業務遂行の状況及び会計を監査するため、監査人を2名置く。

2 前項の監査人は、会長が指名するものとし、うち1名は堺市職員(事務局長、事務局次長及び事務局員である者を除く。)である者をもって充てる。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠、増員により選任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(会計)

第11条 本会の会計年度は4月1日から翌3月31日までとする。

2 本会の運営は会費、助成金及びその他の収入によって行う。

(役員会)

第12条 本会の運営に必要な事項は役員会で定める。

2 役員会は必要に応じて会長が招集する。

3 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

第13条 年1回定例総会を開催する。また、必要に応じて、会長は総会を招集することができる。

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

3 総会は第5条並びに第14条に定めるものの他、事業計画、予算及び事業報告、決算について審議する。

4 その他重要と思われる事項について審議する。

(会則の変更)

第14条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の決議をもって変更できるものとする。

附 則

(施行期日)

この会則は平成15年12月17日から施行する。

(施行期日)

この会則は平成16年10月22日から施行する。

(施行期日)

この会則は平成23年8月10日から施行する。

(施行期日)

この会則は平成23年9月26日から施行する。